

令和 8 年 2 月 16 日

令和 7 年度 栃木県議会
第 412 回 通常会議 議案 (1)

令和7年度栃木県議会 第412回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和8年度栃木県一般会計予算	5
第2号議案	令和8年度栃木県公債管理特別会計予算	28
第3号議案	令和8年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算	32
第4号議案	令和8年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	36
第5号議案	令和8年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	40
第6号議案	令和8年度栃木県国民健康保険特別会計予算	43
第7号議案	令和8年度栃木県営林事業特別会計予算	47
第8号議案	令和8年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	51
第9号議案	令和8年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算	54
第10号議案	令和8年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	57
第11号議案	令和8年度栃木県流域下水道事業会計予算	61
第12号議案	令和8年度栃木県電気事業会計予算	66
第13号議案	令和8年度栃木県水道事業会計予算	72
第14号議案	令和8年度栃木県工業用水道事業会計予算	77

第15号議案	令和8年度栃木県用地造成事業会計予算	81
第16号議案	令和8年度栃木県施設管理事業会計予算	85
第17号議案	栃木県スタートアップ企業応援基金条例の制定について	90
第18号議案	栃木県カスタマーハラスメント防止条例の制定について	91
第19号議案	栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	94
第20号議案	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正について	95
第21号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正について	97
第22号議案	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	105
第23号議案	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について	106
第24号議案	とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正について	111
第25号議案	栃木県医師修学資金等貸与条例の一部改正について	113
第26号議案	栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部改正について	115
第27号議案	栃木県建築基準条例及び栃木県手数料条例の一部改正について	117
第28号議案	栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	119
第29号議案	非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	120

第30号議案	栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	121
第31号議案	栃木県飼料検定条例の廃止について……………	129
第32号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について……………	131
第33号議案	市町村が負担する金額について（農政部関係）……………	132
第34号議案	包括外部監査契約の締結について……………	133
第35号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期計画の認可について……………	134

第1号議案

令和8年度栃木県一般会計予算

令和8年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ960,680,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	280,000,000
	1 県民税	99,899,000
	2 事業税	77,878,000
	3 地方消費税	48,015,000
	4 不動産取得税	5,766,000
	5 県たばこ税	2,481,000
	6 ゴルフ場利用税	2,175,000
	7 軽油引取税	10,288,000
	8 自動車税	33,469,300
	9 鉾区税	7,400
	10 狩猟税	21,000
	11 旧法による税	300

款	項	金 額
2 地 方 消 費 税 清 算 金		119,001,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	119,001,000
3 地 方 讓 与 税		50,300,000
	1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	47,600,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	2,100,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	100,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 税	400,000
	5 森 林 環 境 讓 与 税	100,000
4 地 方 特 例 交 付 金		12,500,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	12,500,000
5 地 方 交 付 税		150,000,000
	1 地 方 交 付 税	150,000,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		400,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	400,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		7,174,161

	1 負 担 金	7,174,161
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9,764,277
	1 使 用 料	6,660,105
	2 手 数 料	3,104,172
9 国 庫 支 出 金		101,872,144
	1 国 庫 負 担 金	50,825,761
	2 国 庫 補 助 金	49,829,727
	3 委 託 金	1,216,656
10 財 産 収 入		2,253,304
	1 財 産 運 用 収 入	1,390,963
	2 財 産 売 払 収 入	862,341
11 寄 附 金		139,580
	1 寄 附 金	139,580
12 繰 入 金		29,193,697
	1 特 別 会 計 繰 入 金	319,164
	2 基 金 繰 入 金	28,874,533

款	項	金額
13 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
14 諸収入		139,381,837
	1 延滞金、加算金及び過料等	245,850
	2 県預金利子	907
	3 貸付金元利収入	124,650,156
	4 受託事業収入	833,160
	5 収益事業収入	11,557,092
	6 雑入	2,094,672
15 県債		57,700,000
	1 県債	57,700,000
歳入合計		960,680,000

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 議 会 費		1,773,442
	1 議 会 費	1,773,442
2 総 務 費		41,996,333
	1 総 務 管 理 費	20,921,067
	2 企 画 費	4,844,689
	3 徴 税 費	10,017,941
	4 市 町 村 振 興 費	2,275,936
	5 選 挙 費	317,386
	6 防 災 費	2,761,855
	7 統 計 調 査 費	491,169
	8 人 事 委 員 会 費	178,433
	9 監 査 委 員 費	187,857
3 民 生 費		120,212,534

款	項	金額
	1 社 会 福 祉 費	68,323,728
	2 児 童 福 祉 費	44,604,488
	3 生 活 保 護 費	3,841,494
	4 災 害 救 助 費	714,051
	5 県 民 生 活 費	2,728,773
4 衛 生 費		67,458,172
	1 公 衆 衛 生 費	38,216,869
	2 環 境 衛 生 費	1,589,171
	3 保 健 所 費	2,384,722
	4 医 薬 費	16,344,594
	5 病 院 費	4,610,630
	6 環 境 対 策 費	4,312,186
5 勞 働 費		2,555,648
	1 勞 政 費	844,134
	2 職 業 訓 練 費	1,474,513

	3 失 業 対 策 費	127,989
	4 労 働 委 員 会 費	109,012
6 農 林 水 産 業 費		36,103,726
	1 農 業 費	10,963,988
	2 畜 産 業 費	3,456,503
	3 農 地 費	10,849,734
	4 林 業 費	9,987,501
	5 水 産 業 費	786,760
	6 自 然 保 護 費	59,240
7 商 工 費		130,871,801
	1 商 工 費	129,411,603
	2 観 光 費	1,460,198
8 土 木 費		78,379,357
	1 土 木 管 理 費	5,670,999
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,206,117
	3 河 川 費	15,321,968

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	12,450,896
	5 住 宅 費	2,729,377
9 警 察 費		49,634,940
	1 警 察 管 理 費	48,160,197
	2 警 察 活 動 費	1,474,743
10 教 育 費		206,499,605
	1 教 育 総 務 費	32,007,045
	2 小 学 校 費	64,524,084
	3 中 学 校 費	37,930,044
	4 高 等 学 校 費	41,197,647
	5 特 別 支 援 学 校 費	17,504,984
	6 社 会 教 育 費	2,031,009
	7 保 健 体 育 費	11,304,792
11 災 害 復 旧 費		2,575,082
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	224,274

	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,340,000
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	10,808
12 公 債 費		100,835,160
	1 公 債 費	100,835,160
13 諸 支 出 金		121,284,200
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	46,933,000
	2 利 子 割 交 付 金	1,278,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	59,880,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,523,000
	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	200
	6 配 当 割 交 付 金	2,223,000
	7 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,556,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	104,000
	9 法 人 事 業 税 交 付 金	5,787,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000

款	項	金額
歲	出 合 計	960,680,000

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎空調制御設備更新工事費	495,000	令和8年度	372,526	
				令和9年度	122,474	
		衛生福祉大学校本館 屋根・防水等改修費	2,054,133	令和8年度	410,826	
				令和9年度	1,027,067	
				令和10年度	616,240	
		運転免許センター庁舎 屋根・防水等改修費	2,201,553	令和8年度	880,621	
				令和9年度	880,621	
				令和10年度	440,311	
		6 防災費	次期防災情報システム整備費	908,100	令和8年度	434,500
					令和9年度	473,600
9 警察費	1 警察管理費	大田原警察署庁舎土地造成工事費	209,000	令和8年度	20,900	
				令和9年度	188,100	
10 教育費	4 高等学校費	栃木農業高・栃木工業高・栃木商業高新校外構設計費	52,000	令和8年度	26,000	

款	項	事業名	総額	年度	年割額
				令和9年度	26,000
		真岡北陵高・真岡工業高 新校実習棟整備費	2,886,010	令和8年度	133,629
				令和9年度	1,716,357
				令和10年度	1,036,024
		真岡北陵高・真岡工業高 新校食品化学実習室解体費	116,787	令和8年度	80,022
				令和9年度	36,765
		真岡北陵高・真岡工業高 新校商業・福祉棟整備費	190,009	令和8年度	95,005
				令和9年度	95,004
		那須拓陽高・那須清峰高 新校旧本館棟解体費	342,492	令和8年度	306,039
				令和9年度	36,453
		小山高 新校整備費	889,441	令和8年度	188,456
				令和9年度	700,985
	5 特別支援学校費	栃木・那須特別支援学校 食堂棟整備費	1,415,137	令和8年度	283,026
				令和9年度	1,132,111
		栃木・那須特別支援学校 生活訓練施設改修費	257,459	令和8年度	180,222

款	項	事業名	総額	年度	年割額
				令和9年度	77,237
		岡本特別支援学校 土地造成工事設計費	68,640	令和8年度	20,592
				令和9年度	48,048
	7 保健体育費	グリーンスタジアム大型映像装置 操作システム改修費	220,000	令和8年度	132,000
				令和9年度	88,000

第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
共同利用型基盤運用事業費	令和9年度から令和14年度まで	2,420,320
地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務 (令和8年度発行分)	令和8年度から令和18年度まで	共同発行市場公募地方債(グリーンボンド)に係る債務負担総額125,000,000千円から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償		1,000,000
盛土規制法基礎調査事業	令和9年度	51,690
森林路網整備事業	令和9年度	15,000
県単治山事業	令和9年度	30,000
自然公園等施設整備事業(県単)	令和9年度	5,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証 に対する損失補償(令和8年度融資保証分)		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証 に対する損失補償(令和8年度融資保証分)		創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを

事 項	期 間	限 度 額
		<p>受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額</p>
<p>栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証に対する損失補償（令和8年度融資保証分）</p>		<p>新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額</p>
<p>栃木県信用保証協会の経営改善資金融資保証に対する損失補償（令和8年度融資保証分）</p>		<p>経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額</p>
<p>栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証に対する損失補償（令和8年度融資保証分）</p>		<p>経営サポート資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額（ただし、借換融資のうちサポート借換に限る。）</p>
<p>栃木県信用保証協会の小規模企業資金融資保証に対する損失補償（令和8年度融資保証分）</p>		<p>小規模企業資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額</p>

事 項	期 間	限 度 額
) の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の栃木県農業ビジネス保証制度資金融資保証に対する損失補償（令和8年度融資保証分）		栃木県農業ビジネス保証制度資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額の80分の25に相当する額
離職者等再就職訓練事業費	令和9年度から令和10年度まで	69,465
農業近代化資金利子補給	令和9年度から令和31年度まで	544,897
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和9年度から令和26年度まで	40,624
奨励品種選定基本調査委託事業	令和9年度	160
いちご新品種育成現地試験委託事業	令和9年度	250
大家畜特別支援資金利子補給	令和9年度から令和33年度まで	4,346
養豚特別支援資金利子補給	令和9年度から令和23年度まで	1,474
農村地域防災減災事業 （赤沢川地区排水樋管工事）	令和9年度	100,000
水利施設整備事業 （矢の目ダム地区水管理制御設備・電気設備更新工事）	令和9年度	292,300
水利施設整備事業 （部屋南部地区水管理設備工事）	令和9年度	200,000
栃木へりポート航空灯火更新事業	令和9年度	16,000

事 項	期 間	限 度 額
次 期 公 共 工 事 管 理 シ ス テ ム 導 入 事 業	令 和 9 年 度 从 令 和 10 年 度 未 だ	916,667
道 路 保 全 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度	4,500,000
快 適 で 安 全 な 道 づ くり 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度	7,000,000
快 適 で 安 全 な 道 づ くり 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度 从 令 和 10 年 度 未 だ	6,000,000
快 適 で 安 全 な 道 づ くり 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度 从 令 和 11 年 度 未 だ	9,400,000
快 適 で 安 全 な 道 づ くり 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度 从 令 和 12 年 度 未 だ	4,800,000
河 川 受 託 事 業	令 和 9 年 度	875,000
安 全 な 川 づ くり 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度	3,760,000
安 全 な 川 づ くり 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度 从 令 和 10 年 度 未 だ	160,000
安 全 な 川 づ くり 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度 从 令 和 12 年 度 未 だ	2,600,000
市 町 村 川 づ くり 助 成 費 (補 助)	令 和 9 年 度	250,000
ダ ム 施 設 保 全 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度	480,000
砂 防 施 設 づ くり 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度	1,500,000
街 路 づ くり 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度	3,370,000
街 路 づ くり 事 業 (補 助)	令 和 9 年 度 从 令 和 10 年 度 未 だ	1,900,000

事 項	期 間	限 度 額
魅力ある公園づくり事業（補助）	令和9年度	385,000
道路保全事業（県単）	令和9年度	3,550,000
快適で安全な道づくり事業（県単）	令和9年度	600,000
河川砂防保全事業（県単）	令和9年度	355,000
緊急防災・減災対策事業（河川砂防）	令和9年度	470,000
河川砂防施設づくり事業（県単）	令和9年度	85,000
魅力ある公園づくり事業（県単）	令和9年度	10,000
国際園芸博覧会屋外出展事業	令和9年度	7,700
とちぎ学力向上推進事業費	令和9年度	33,400
県立学校施設照明LED化事業	令和9年度から令和19年度まで	3,555,444
A T 限定大型免許試験車両整備事業	令和9年度	4,600

第4表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 等 施 設 整 備 費	5,866,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地 域 鉄 道 対 策 事 業 費	100,000	同	上	上
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	861,000	同	上	上
被 災 者 生 活 再 建 支 援 基 金 拠 出 金	626,000	同	上	上
土 地 改 良 事 業 費	1,487,000	同	上	上
林 道 事 業 費	67,000	同	上	上
治 山 事 業 費	951,000	同	上	上
県 単 林 道 事 業 費	42,000	同	上	上
県 単 治 山 事 業 費	161,000	同	上	上
自 然 公 園 等 施 設 整 備 費	211,000	同	上	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国庫補助道路事業費	9,615,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国庫補助河川改良費	2,294,000	同	上	上
国庫補助砂防費	878,000	同	上	上
国庫補助街路事業費	1,795,000	同	上	上
公園緑地整備費	332,000	同	上	上
県営住宅建設事業費	890,000	同	上	上
直轄道路事業負担金	1,828,000	同	上	上
直轄河川事業負担金	1,717,000	同	上	上
直轄砂防事業負担金	974,000	同	上	上
地方道路等整備事業費	11,747,000	同	上	上
河川等整備事業費	4,425,000	同	上	上
警察施設整備費	777,000	同	上	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備費	1,249,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
学校施設整備費	7,710,000	同上	同上	同上
教育施設等整備費	60,000	同上	同上	同上
農林水産施設災害復旧費	71,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧費	866,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同上	同上	同上
計	57,700,000			

第2号議案

令和8年度栃木県公債管理特別会計予算

令和8年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,036,480千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		9,485,480
	1 一般会計繰入金	4,827,940
	2 基金繰入金	4,657,540
2 県債		39,551,000
	1 県債	39,551,000
歳入	合計	49,036,480

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 公 債 費		49,036,480
	1 公 債 費	49,036,480
歳 出 合 計		49,036,480

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	39,551,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第3号議案

令和8年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

令和8年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,228,610千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		2,588,290
	1 貸付金元利収入	2,588,290
2 県 債		1,640,320
	1 県 債	1,640,320
歳 入	合 計	4,228,610

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 地方独立行政法人県立病院貸付金		1,640,320
	1 地方独立行政法人県立病院貸付金	1,640,320
2 公 債 費		2,588,290
	1 公 債 費	2,588,290
歳 出 合 計		4,228,610

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
栃木県立がんセンター貸付金	834,328	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
栃木県立リハビリテーションセンター貸付金	356,328	同	上	同
栃木県立岡本台病院貸付金	449,664	同	上	同
計	1,640,320			

第4号議案

令和8年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和8年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ493,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
2 繰越金		325,441
	1 繰越金	325,441
3 諸収入		167,999
	1 貸付金収入	154,884
	2 預金利子	11
	3 雑収入	13,104
歳入	合計	493,440

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		493,440
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	493,440
歳 出	合 計	493,440

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉資金	令和9年度から令和13年度まで	318,096
寡婦福祉資金	令和9年度から令和13年度まで	26,658
父子福祉資金	令和9年度から令和13年度まで	50,652
修学資金	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校就学期間中	
修業及び技能習得資金	知識及び技能習得期間中5年以内	
生活資金	知識技能を習得している期間中、医療等を受けている期間中、母子家庭等となり生活が安定するまでの間又は失業している期間中離職の日から1年を超えない範囲内の期間	

第5号議案

令和8年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和8年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ304,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 共 済 掛 金 収 入		26,954
	1 共 済 掛 金 収 入	26,954
2 国 庫 支 出 金		53,141
	1 国 庫 補 助 金	53,141
3 繰 入 金		55,354
	1 一 般 会 計 繰 入 金	55,354
4 繰 越 金		70
	1 繰 越 金	70
5 諸 収 入		169,201
	1 年 金 給 付 金 収 入	169,200
	2 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	304,720

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 心身障害者扶養共済事業費		304,720
	1 心身障害者扶養共済事業費	304,720
歳 出	合 計	304,720

第6号議案

令和8年度栃木県国民健康保険特別会計予算

令和8年度栃木県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173,024,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		51,840,732
	1 負担金	51,840,732
2 国庫支出金		46,998,125
	1 国庫負担金	34,736,901
	2 国庫補助金	12,261,224
3 財産収入		32,625
	1 財産運用収入	32,625
4 繰入金		13,330,215
	1 一般会計繰入金	11,130,215
	2 基金繰入金	2,200,000
6 諸収入		60,823,273
	1 雑入	60,823,273

款	項	金額
歲	入 合 計	173,024,970

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 事 業 費		173,024,970
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	173,024,970
歳 出 合 計		173,024,970

第7号議案

令和8年度栃木県営林事業特別会計予算

令和8年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ372,290千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		11,634
	1 使用料	11,634
2 国庫支出金		22,000
	1 国庫補助金	22,000
3 財産収入		98,000
	1 財産売却収入	98,000
4 繰入金		162,312
	1 一般会計繰入金	162,312
5 繰越金		76,350
	1 繰越金	76,350
6 諸収入		1,994
	1 預金利子	1

款	項	金額
	2 雜 入	1,993
歲 入	合 計	372,290

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 県 営 林 事 業 費			191,462
	1 県 営 林 事 業 費		191,462
2 公 債 費			180,528
	1 公 債 費		180,528
3 予 備 費			300
	1 予 備 費		300
歳 出 合 計			372,290

第8号議案

令和8年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和8年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,250千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		102,820
	1 繰入金	1,640
	2 繰越金	100,188
	3 貸付金収入	992
2 業務勘定		3,430
	1 繰入金	222
	2 繰越金	1,520
	3 預金利息	1,090
	4 雑入	598
歳入	合計	106,250

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		102,820
	1 林業・木材産業改善資金貸付金	102,820
2 業 務 勘 定		3,430
	1 管 理 指 導 事 務 費	3,330
	2 予 備 費	100
歳 出 合 計		106,250

第9号議案

令和8年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算

令和8年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,620千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		6
	1 負担金	6
2 繰越金		58,412
	1 繰越金	58,412
3 諸収入		12,202
	1 貸付金元利収入	12,000
	2 預金利子	200
	3 雑収入	2
歳入	合計	70,620

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 中小企業高度化等資金貸付事業費		19,684
	1 中小企業高度化等資金貸付事業費	19,684
2 公 債 費		50,936
	1 公 債 費	50,936
歳 出 合 計		70,620

第10号議案

令和8年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和8年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
2 農業改良資金業務勘定		300
	1 繰入金	278
	2 繰越金	20
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
3 就農支援資金貸付勘定		98,670
	2 繰越金	94,145
	3 貸付金収入	4,525
4 就農支援資金業務勘定		160
	1 繰入金	158
	3 預金利子	1
	4 雑入	1

款	項	金額
歳入	合計	99,130

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
2 農業改良資金業務勘定		300
	1 管理指導事務費	200
	2 予備費	100
3 就農支援資金貸付勘定		98,670
	2 公債費	65,780
	3 繰出金	32,890
4 就農支援資金業務勘定		160
	1 管理指導事務費	60
	2 予備費	100
歳 出 合 計		99,130

第11号議案

令和8年度栃木県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度栃木県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	流域関連市町数	10市町
2	年間総処理水量	58,242,000m ³
3	一日平均処理水量	159,567m ³
4	主要な建設改良事業	
	処理場建設改良事業	事業費 2,438,856千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	流域下水道事業収益	9,986,000千円
	第1項 営業収益	6,166,218千円

第2項 営業外収益	3,819,781千円
-----------	-------------

第3項 特別利益	1千円
----------	-----

支 出

第1款 流域下水道事業費用	9,809,000千円
----------------------	--------------------

第1項 営業費用	9,662,982千円
----------	-------------

第2項 営業外費用	139,017千円
-----------	-----------

第3項 特別損失	1千円
----------	-----

第4項 予備費	7,000千円
---------	---------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額880,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,021千円、過年度分損益勘定留保資金215,672千円及び当年度分損益勘定留保資金599,307千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	4,416,000千円
------------------	--------------------

第1項 企業債	833,146千円
---------	-----------

第2項 負担金	835,787千円
---------	-----------

第3項 受託事業収入	313,185千円
------------	-----------

第4項 国庫補助金	2,433,882千円
-----------	-------------

支 出

第1款 資本的支出	5,296,000千円
第1項 建設改良費	4,417,943千円
第2項 固定資産購入費	7,919千円
第3項 企業債償還金	863,138千円
第4項 予備費	7,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度鬼怒川上流流域 下水道管理費(中央処理区)	令和9年度から令和11年度まで	3,781,000千円
令和8年度鬼怒川上流流域 下水道建設費(上流処理区)	令和8年度から令和9年度まで	583,000千円
令和8年度鬼怒川上流流域 下水道建設費(中央処理区)	令和8年度から令和9年度まで	334,400千円
令和8年度巴波川流域下水道 建設費	令和8年度から令和9年度まで	182,300千円

令和8年度北那須流域下水道建設費	令和8年度から令和10年度まで	999,000千円
令和8年度渡良瀬川下流流域下水道建設費(大岩藤処理区)	令和8年度から令和9年度まで	540,000千円
令和8年度渡良瀬川下流流域下水道建設費(思川処理区)	令和8年度から令和9年度まで	324,000千円
令和8年度下水道資源化工場建設等事業費	令和8年度から令和10年度まで	2,200,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	833,146千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

191,130千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、849,862千円である。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

第12号議案

令和8年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間販売電力量	212,117,000キロワット時
2	主要な建設改良事業	
	板室発電所建設事業	事業費 1,429,032千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		4,221,000千円
第1項 営業収益		4,169,068千円
第2項 財務収益		13,453千円
第3項 事業外収益		38,477千円

第4項 特別利益 2千円

支 出

第1款 電気事業費用 3,376,000千円

第1項 営業費用 3,217,366千円

第2項 財務費用 30,143千円

第3項 事業外費用 126,491千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,540,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額219,982千円、地域振興積立金70,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,250,018千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,832,000千円

第1項 企業債 1,810,000千円

第2項 工事負担金 17,743千円

第3項 長期貸付金償還金 3,600千円

第4項 固定資産売却代金 1千円

第5項 雑収入 656千円

支 出

第1款 資本的支出	3,372,000千円
第1項 建設改良費	2,461,971千円
第2項 企業債償還金	837,983千円
第3項 投 資	46千円
第4項 繰 出 金	70,000千円
第5項 予 備 費	2,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	川治第一発電所 自動電圧調整装置等 更新工事	千円 220,000	令和8年度	千円 77,000
				令和9年度	143,000
		小網発電所 主要機器等更新工事	604,912	令和8年度	9,702
				令和9年度	28,556
				令和10年度	488,862

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円	令和11年度	千円 77,792
		庚申ダム 洪水吐ゲート等遠隔化 対応機器整備工事	55,000	令和8年度	44,000
				令和9年度	11,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
川治第一発電所 自動電圧調整装置等更新工事	令和9年度	20,350千円
川治第一発電所 調速機盤等修繕工事	令和9年度	50,050千円
小網発電所 主要機器等更新工事	令和9年度から令和11年度まで	41,162千円
木の俣発電所 主要機器内部点検修繕等工事	令和9年度	385,418千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
今市発電管理事務所集中監視制御装置更新工事	310,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
板室発電所主要機器更新等工事	1,370,000千円	同	同	同
足尾発電所主要変圧器更新工事	80,000千円	同	同	同
足尾発電所配電盤更新工事	50,000千円	同	同	同

（一時借入金）

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 事業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会

の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

421,116千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令 和 8 年 2 月 16 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第13号議案

令和8年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量		21,921,900m ³
2	主要な建設改良事業		
	北那須水道用水供給建設事業	事業費	245,135千円
	鬼怒水道用水供給建設事業	事業費	202,632千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道用水供給事業収益	2,079,000千円
第1項	営業収益	1,992,583千円
第2項	営業外収益	86,415千円

第3項 特別利益 2千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用 2,018,000千円

第1項 営業費用 1,967,532千円

第2項 営業外費用 48,468千円

第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額691,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,854千円、減債積立金30,451千円、建設改良積立金180,000千円及び過年度分損益勘定留保資金438,695千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,000千円

第1項 受託工事受入金 1千円

第2項 雑収入 999千円

支 出

第1款 資本的支出 692,000千円

第1項 建設改良費 452,354千円

第2項 企業債償還金	30,451千円
第3項 投資	201,195千円
第4項 予備費	8,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	浄水施設耐震診断業務委託	千円 184,932	令和8年度	千円 92,466
				令和9年度	92,466
		中央監視制御設備更新工事	957,000	令和8年度	99,000
				令和9年度	819,500
				令和10年度	38,500
		送水ポンプ設備等更新工事	302,953	令和8年度	85,367
				令和9年度	170,732
				令和10年度	46,854

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央監視制御設備更新工事	令和9年度から令和10年度まで	22,000千円
送水ポンプ設備等更新工事	令和9年度から令和10年度まで	8,934千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営 業 費 用
- 2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

218,226千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第14号議案

令和8年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量	8,948,705m ³
2 主要な建設改良事業	
鬼怒左岸台地地区工業用水道建設事業	事業費 83,482千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		887,000千円
第1項 営業収益		543,227千円
第2項 営業外収益		343,772千円
第3項 特別利益		1千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	810,000千円
第1項 営業費用	791,255千円
第2項 営業外費用	17,745千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額182,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,434千円、建設改良積立金70,765千円及び過年度分損益勘定留保資金102,801千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,000千円
第1項 負担金	272千円
第2項 工事負担金	1千円
第3項 雑収入	727千円

支 出

第1款 資本的支出	183,000千円
第1項 建設改良費	88,762千円
第2項 長期借入金償還金	90,218千円

第3項 投 資 20千円

第4項 予 備 費 4,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	浄水施設耐震診断 業務委託	千円 79,068	令和8年度	千円 39,534
				令和9年度	39,534

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会

の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

49,187千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令 和 8 年 2 月 16 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第15号議案

令和8年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 土 地 造 成	事業費	2,061,000千円
-----------	-----	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 用地造成事業収益	97,000千円
---------------------	-----------------

第1項 営業収益	25,389千円
----------	----------

第2項 営業外収益	71,609千円
-----------	----------

第3項 特別利益	2千円
----------	-----

支 出

第1款 用地造成事業費用	131,000千円
---------------------	------------------

第1項 営業費用	115,542千円
第2項 営業外費用	5,457千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額202,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,677千円及び過年度分損益勘定留保資金137,323千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,940,000千円
第1項 企業債	2,515,000千円
第2項 負担金	418,763千円
第3項 長期貸付金償還金	5,400千円
第4項 分譲前受金	1千円
第5項 雑収入	836千円

支 出

第1款 資本的支出	3,142,000千円
第1項 建設改良費	2,247,000千円

第2項 企業債償還金 890,000千円

第3項 予備費 5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	2,515,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

125,344千円

令 和 8 年 2 月 16 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第16号議案

令和8年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	ゴルフ場事業	利用者数	37,000人
2	賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	経営総合管理事業収益	261,000千円
第1項	営業外収益	261,000千円
第2款	ゴルフ場事業収益	30,000千円
第1項	営業収益	23,100千円
第2項	営業外収益	6,900千円

第3款 賃貸ビル事業収益	204,000千円
第1項 営業収益	201,873千円
第2項 営業外収益	2,127千円
支 出	
第1款 経営総合管理事業費用	261,000千円
第1項 営業費用	243,635千円
第2項 営業外費用	17,365千円
第2款 ゴルフ場事業費用	18,000千円
第1項 営業費用	16,315千円
第2項 営業外費用	1,685千円
第3款 賃貸ビル事業費用	173,000千円
第1項 営業費用	163,900千円
第2項 営業外費用	9,100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（翌年度以降の支出の財源に充当する額6,298千円を除く）が資本的支出額に対し不足する額9,000千円（ゴルフ場事業）及び49,298千円（賃貸ビル事業）は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額566千円及び過年度分損益勘定留保資金57,732千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 ゴルフ場事業資本的収入	7,000千円
第1項 他会計繰入金	6,006千円
第2項 雑収入	994千円
第2款 賃貸ビル事業資本的収入	262,000千円
第1項 企業債	100,000千円
第2項 他会計長期借入金	150,000千円
第3項 修繕預り金収入	11,201千円
第4項 雑収入	799千円

支 出

第1款 ゴルフ場事業資本的支出	16,000千円
第1項 建設改良費	6,226千円
第2項 長期借入金償還金	9,774千円
第2款 賃貸ビル事業資本的支出	305,000千円
第1項 企業債償還金	120,000千円
第2項 長期借入金償還金	180,097千円

第3項 修繕預り金支出

4,903千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
賃貸ビル事業借換債	100,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこ

れら以外の経費をこれらの経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	173,498千円
2 交際費	200千円

(他会計からの補助金)

第9条 ゴルフ場事業に関する修繕工事及び建設改良のため電気事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,812千円である。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

第17号議案

栃木県スタートアップ企業応援基金条例の制定について

栃木県スタートアップ企業応援基金条例を次のように定める。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県スタートアップ企業応援基金条例

(設置)

第1条 スタートアップ企業等を支援することにより、本県産業の振興に資するため、栃木県スタートアップ企業応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第18号議案

栃木県カスタマーハラスメント防止条例の制定について

栃木県カスタマーハラスメント防止条例を次のように定める。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県カスタマーハラスメント防止条例

今日、顧客等による不当な要求等の行き過ぎた言動、いわゆるカスタマーハラスメントは、就業者の人格や尊厳を害し心身に重大な影響を及ぼすとともに、事業者にとっては人手不足が深刻化する中で離職者の増加を引き起こし事業の継続を困難にするなど、社会的な問題となっている。

また、カスタマーハラスメントは、事業者及び就業者と顧客、取引の相手方、施設の利用者等多様な者との間で発生し得るものであり、誰もが当事者となる可能性がある。

カスタマーハラスメントのこうした現状と性質を踏まえ、誰もが安心して働き続けることのできる就業環境、事業者と顧客等との良好な関係に基づく事業の安定的な継続及び県民の快適で豊かな生活を実現するためには、当事者となり得る者全てがカスタマーハラスメントに対する関心を深め、これを正しく理解するとともに、カスタマーハラスメントの防止に向けた取組を一体となって進める必要がある。

ここに、私たちは、性別、年齢、国籍、業務の内容、業務上の地位等を問わず、全ての人に対するカスタマーハラスメントが許されないことを宣言するとともに、カスタマーハラスメントのない社会の実現に向けた取組を県を挙げて推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、カスタマーハラスメントの防止に関し、基本理念を定め、並びに県、顧客等、就業者及び事業者の責務を明らかにするとともに、カスタマーハラスメントの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、就業者の安全及び健康の確保並びに事業者の安定的な事業の継続を図り、もって持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業（営利を目的としないものを含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を含む。）又は個人をいう。
- (2) 就業者 事業者の行う事業に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 顧客等 顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の事業者の行う事業に関係を有する者（前2号に掲げるものを除く。）をいう。
- (4) カスタマーハラスメント 顧客等の言動であって、就業者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものであり、かつ、当該就業者の就業環境を害するものをいう。

(基本理念)

第3条 カスタマーハラスメントは、就業者の人格又は尊厳を害する等就業環境を害する行為であるとともに、事業者の事業の継続及び人材の確保に悪影響を及ぼす行為であり、許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 カスタマーハラスメントの防止は、顧客等と就業者とが対等の立場において相互に尊重することが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

ない。

3 カスタマーハラスメントの防止は、顧客等の正当な権利が侵害されることのないよう配慮して行われなければならない。

(カスタマーハラスメントの禁止)

第4条 何人も、あらゆる場において、カスタマーハラスメントを行ってはならない。

(県の責務)

第5条 県は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、カスタマーハラスメントの防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、カスタマーハラスメントの防止に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体との連携を図るものとする。

(顧客等の責務)

第6条 顧客等は、基本理念にのっとり、カスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めるよう努めなければならない。

2 顧客等は、自らの就業者に対する言動が、当該就業者の就業環境を害することのないよう、必要な注意を払うよう努めなければならない。

3 顧客等は、県が実施するカスタマーハラスメントの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(就業者の責務)

第7条 就業者は、基本理念にのっとり、カスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めるとともに、顧客等に対し適切な対応をするよう努めなければならない。

2 就業者は、その業務に関して事業者が実施するカスタマーハラスメントの防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、カスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めるとともに、県が実施するカスタマーハラスメントの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、カスタマーハラスメントにより就業者の就業環境が害されることのないよう、当該就業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、就業者に対してカスタマーハラスメントが行われたと認める場合には、速やかに当該就業者の安全を確保するとともに、当該カスタマーハラスメントを行った顧客等に対し、その中止の申入れその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業に関して就業者が顧客等としてカスタマーハラスメントを行うことのないよう、カスタマーハラスメントに起因する問題に対する就業者の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 事業者は、他の事業者からカスタマーハラスメントの防止に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

(基本指針)

第9条 知事は、カスタマーハラスメントの防止のために必要な取組等に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(県の施策)

第10条 県は、カスタマーハラスメントの防止に関し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(1) カスタマーハラスメントの防止に関する情報の収集及び提供

(2) カスタマーハラスメントを防止するための啓発及び教育

(3) カスタマーハラスメントの防止に関する相談への対応及び助言
(財政上の措置)

第11条 県は、カスタマーハラスメントの防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の状況、カスタマーハラスメントの防止に関する法令等の整備の状況、県内におけるカスタマーハラスメントによる被害の実態等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第19号議案

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 臨時に選挙管理委員に充てられた者 日額<u>11,000円</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 臨時に選挙管理委員に充てられた者 日額<u>10,350円</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第20号議案

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正について

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例（平成20年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 1・2 略 <u>3 県が造林を行う土地について造林による収益を分収する条件で当該土地の所有者との間で締結する契約に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>4 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>5 栃木県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）第7条第1項第1号に規定する用地造成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>		別表第1（第2条関係） 1・2 略	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
知事以外の執行機関	事務	知事以外の執行機関	事務
1～3 略		1～3 略	
<u>4 公安委員会</u>	<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）による放置違反金等の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>4 監査委員</u>	<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第21号議案

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当<u>(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第13条の3の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び農林漁業普及指導手当を除いた全額とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第一種初任給調整手当</u>とし</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第13条の3の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び農林漁業普及指導手当を除いた全額とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>初任給調整手当</u>とし</p>

て支給する。

(1)～(3) 略

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて第一種初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

- 2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

て支給する。

(1)～(3) 略

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正)

第2条 栃木県公立学校職員給与条例(昭和32年栃木県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第5条 給料は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成7年栃木県条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当を除いた全額とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の3 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会と協議して教育委員会が規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第一種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第一種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第一種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第一種初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める。</p> <p>第8条の4 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職</p>	<p>(給料)</p> <p>第5条 給料は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成7年栃木県条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当を除いた全額とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の3 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会と協議して教育委員会が規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>初任給調整手当</u>_____として支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>_____を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u>_____を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>_____を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>_____の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>_____の支給に関し必要な事項は、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める。</p>

員に適用される給料表の給料月額のうち第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める職員にあっては、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める額）並びにこれに第12条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会と協議して教育委員会が規則で定めるものには、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める。

（栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年栃木県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与の種類） 第2条 略 2 略</p>	<p>（給与の種類） 第2条 略 2 略</p>

3 手当の種類は、給料の特別調整額、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第8条の3の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（初任給調整手当）

第5条 第一種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員の給料及び地域手当の月額を合計した額を基礎として算出した勤務1時間当たりの額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者の権限を行う知事が定める額を下回るものに対して支給する。

（非常勤職員等の給与）

第19条 企業職員で職員以外のもの（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料、第二種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、第二種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

2 略

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

3 手当の種類は、給料の特別調整額、初任給調整手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第8条の3の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（初任給調整手当）

第5条 初任給調整手当_____は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

（非常勤職員等の給与）

第19条 企業職員で職員以外のもの（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料_____、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料_____、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

2 略

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「職員の給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第10条まで及び第11条の5の規定並びに栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「学校職員給与条例」という。）第6条、第7条、第8条から第8条の4まで及び第9条の4から第9条の6までの規定は、<u>特定任期付職員には、適用しない。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「職員の給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第10条まで及び第11条の5の規定並びに栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「学校職員給与条例」という。）第6条、第7条、第8条から第8条の3まで及び第9条の4から第9条の6までの規定は、<u>特定任期付職員には、適用しない。</u></p> <p>2・3 略</p>

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号職員」という。）にあっては給料、地域手当、<u>第二種初任給調整手当</u>、通勤手当、<u>超過勤務手当</u>、宿日直手当、夜勤手当、休日給、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、第1号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当、<u>第二種初任給調整手当</u>、<u>超過勤務手当</u>、宿日直手当、夜勤手当及び休日給に相当する報酬を支給する。</p> <p>(地域手当等)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号職員」という。）にあっては給料、地域手当_____、通勤手当、<u>超過勤務手当</u>、宿日直手当、夜勤手当、休日給、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、第1号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当_____、<u>超過勤務手当</u>、宿日直手当、夜勤手当及び休日給に相当する報酬を支給する。</p> <p>(地域手当等)</p>

第7条 第2号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、地域手当、第二種初任給調整手当、通勤手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給（次項において「地域手当等」という。）を支給する。
2・3 略

第7条 第2号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、地域手当_____、通勤手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給（次項において「地域手当等」という。）を支給する。
2・3 略

（会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木県条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「給与」とは、第1号職員（会計年度任用学校職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、第2号職員（会計年度任用学校職員のうち同項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては給料、地域手当、<u>第二種初任給調整手当</u>、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>（報酬の額）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、第1号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、学校職員給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当、<u>第二種初任給調整手当</u>、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給に相当する報酬を支給する。</p> <p>（地域手当等）</p> <p>第7条 第2号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、地域手当、<u>第二種初任給調整手当</u>、通勤</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「給与」とは、第1号職員（会計年度任用学校職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、第2号職員（会計年度任用学校職員のうち同項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては給料、地域手当_____、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>（報酬の額）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、第1号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、学校職員給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当_____、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給に相当する報酬を支給する。</p> <p>（地域手当等）</p> <p>第7条 第2号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、地域手当_____、通勤</p>

手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当（次項において「地域手当等」という。）を支給する。

2・3 略

手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当（次項において「地域手当等」という。）を支給する。

2・3 略

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第9条の4第1項の規定の適用については、同項中「第11条の2」とあるのは、「第11条の2又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号）附則第6条第1項」とする。

第22号議案

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年栃木県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) 第2条 非常勤職員の報酬の額は、日額 <u>4万4,650円</u> を超えない範囲内で知事が定める額とする。 2 略	(報酬の額) 第2条 非常勤職員の報酬の額は、日額 <u>4万2,000円</u> を超えない範囲内で知事が定める額とする。 2 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第23号議案

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和29年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第2条 知事等の給料月額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 知事 <u>1,370,000円</u></p> <p>(2) 副知事 <u>1,080,000円</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 知事等の給料月額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 知事 <u>1,290,000円</u></p> <p>(2) 副知事 <u>1,010,000円</u></p> <p>(3) 略</p>

(栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和27年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第1条 県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議 長 月額 <u>1,060,000円</u></p> <p>副 議 長 月額 <u>960,000円</u></p> <p>議 員 月額 <u>890,000円</u></p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第1条 県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議 長 月額 <u>990,000円</u></p> <p>副 議 長 月額 <u>900,000円</u></p> <p>議 員 月額 <u>830,000円</u></p>

(栃木県人事委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 栃木県人事委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年栃木県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員長たる委員 月額<u>10万3,000円</u>に勤務1日につき<u>2万3,400円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の委員 月額<u>9万4,000円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を加算した額</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員長たる委員 月額<u>9万7,000円</u>に勤務1日につき<u>2万2,000円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の委員 月額<u>8万8,500円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を加算した額</p>

(栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第4条 栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年栃木県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 議会の議員の中から選任された委員の報酬の額は、月額<u>6万1,600円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を加算した額とする。</p> <p>第4条 識見を有する者の中から選任された委員の給料及び報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 常勤の委員の給料 月額<u>650,000円</u></p> <p>(2) 非常勤の委員の報酬 月額<u>10万3,000円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を加算した額</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 議会の議員の中から選任された委員の報酬の額は、月額<u>5万8,000円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を加算した額とする。</p> <p>第4条 識見を有する者の中から選任された委員の給料及び報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 常勤の委員の給料 月額<u>610,000円</u></p> <p>(2) 非常勤の委員の報酬 月額<u>9万7,000円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を加算した額</p>

(栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p>

<p>(1) 委員長たる選挙管理委員 月額<u>10万3,000円</u>に勤務1日につき<u>2万3,400円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の選挙管理委員 月額<u>9万4,000円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を加算した額</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(1) 委員長たる選挙管理委員 月額<u>9万7,000円</u>に勤務1日につき<u>2万2,000円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の選挙管理委員 月額<u>8万8,500円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を加算した額</p> <p>(3)～(5) 略</p>
--	--

(栃木県労働委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 栃木県労働委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員等の報酬額)</p> <p>第2条 委員及びあっせん員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長たる委員 月額<u>10万3,000円</u>に勤務1日につき<u>2万3,400円</u>を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額</p> <p>(2) 公益委員 月額<u>9万4,000円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額</p> <p>(3) 使用者委員及び労働者委員 月額<u>8万3,900円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額</p> <p>(4) 略</p>	<p>(委員等の報酬額)</p> <p>第2条 委員及びあっせん員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長たる委員 月額<u>9万7,000円</u>に勤務1日につき<u>2万2,000円</u>を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額</p> <p>(2) 公益委員 月額<u>8万8,500円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額</p> <p>(3) 使用者委員及び労働者委員 月額<u>7万9,000円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額</p> <p>(4) 略</p>

(栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員の報酬の額は、月額<u>9万4,000円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を加算した額とする。</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員の報酬の額は、月額<u>8万8,500円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を加算した額とする。</p>

(栃木県公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 栃木県公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員長たる委員 月額<u>10万3,000円</u>に勤務1日につき<u>2万3,400円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の委員 月額<u>9万4,000円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を加算した額</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員長たる委員 月額<u>9万7,000円</u>に勤務1日につき<u>2万2,000円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の委員 月額<u>8万8,500円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を加算した額</p>
---	---

(栃木県内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 栃木県内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年栃木県条例第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長たる委員 日額<u>23,400円</u></p> <p>(2) その他の委員 日額<u>21,200円</u></p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長たる委員 日額<u>22,000円</u></p> <p>(2) その他の委員 日額<u>20,000円</u></p>

(栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年栃木県条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長たる委員 月額<u>5万4,700円</u>に勤務1日につき<u>2万3,400円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の委員 月額<u>4万4,100円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を加算した額</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長たる委員 月額<u>5万1,500円</u>に勤務1日につき<u>2万2,000円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の委員 月額<u>4万1,500円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を加算した額</p>

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第11条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（昭和28年栃木県条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(給料)

第2条 教育長の給料月額は、89万円とする。

(給料)

第2条 教育長の給料月額は、84万円とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第24号議案

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正について

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例（平成7年栃木県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下この条及び次条において「困難女性支援法」という。）第9条第1項に規定する女性相談支援センター、困難女性支援法第12条第1項に規定する女性自立支援施設、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。次条において「配偶者暴力防止法」という。）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター及び男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第18条第2項に規定する男女共同参画センター</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>(業務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 前条第3項の南館（以下「南館」という。）においては、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 男女共同参画社会基本法第18条第2項に規定する男女共同参画センターの業務</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下この条及び次条において「困難女性支援法」という。）第9条第1項に規定する女性相談支援センター、困難女性支援法第12条第1項に規定する女性自立支援施設<u>及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。次条において「配偶者暴力防止法」という。）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>(業務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 前条第3項の南館（以下「南館」という。）においては、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(4)～(7) 略

(3)～(6) 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第25号議案

栃木県医師修学資金等貸与条例の一部改正について

栃木県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

栃木県医師修学資金等貸与条例（平成17年栃木県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸与の対象)</p> <p>第3条 修学資金の貸与の対象となる者は、大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において知事が定める診療科の業務に医師として従事しようとするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(返還等の猶予)</p> <p>第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金等の返還の債務及び利息の支払の債務（以下「返還等債務」という。）の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第3条第1項又は第3項に係る借受者が臨床研修を修了した日において医師として知事が指定する公的医療機関等における業務（同条第1項に定める業務に限る。）に従事する意思を有すると認められる場合 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金等の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間が経過する日までの期間（当該借受者が育児、介護その他の理由で知事が定めるものにより修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められる期間がある場合には、当該期間を加えた期間）</p>	<p>(貸与の対象)</p> <p>第3条 修学資金の貸与の対象となる者は、大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において小児科、産科又は救急科の業務に医師として従事しようとするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(返還等の猶予)</p> <p>第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金等の返還の債務及び利息の支払の債務（以下「返還等債務」という。）の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第3条第1項又は第3項に係る借受者が臨床研修を修了した日において医師として知事が指定する公的医療機関等における業務（同条第1項に定める業務に限る。）に従事する意思を有すると認められる場合 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金等の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間が経過する日までの期間</p>

(4)～(6) 略

(4)～(6) 略

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金等貸与条例（以下「旧条例」という。）第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金等（以下「旧修学資金等」という。）を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金等の返還及び利息の支払の猶予及び免除については、なお従前の例による。ただし、旧条例第10条第3号中「の期間」とあるのは、「の期間（当該借受者が育児、介護その他の理由で知事が定めるものにより修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められる期間がある場合には、当該期間を加えた期間）」とする。

第26号議案

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部
改正について

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年栃木県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第4章 国民健康保険事業費納付金（第6条— <u>第24条</u> ） 第5章 雑則（ <u>第25条</u> ） 附則 第20条 略 <u>（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準）</u> 第21条 算定政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。 <u>（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）</u> 第22条 算定政令第11条の2第4項の条例で定める数は、各市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。	目次 第1章～第3章 略 第4章 国民健康保険事業費納付金（第6条— <u>第20条</u> ） 第5章 雑則（ <u>第21条</u> ） 附則 第20条 略

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第23条 算定政令第11条の2第5項の条例で定める数は、各市町村に係る同項第2号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第24条 算定政令第11条の2第7項の条例で定める範囲は、零を超え1未満の範囲とする。

第5章 略

第25条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第5章 略

第21条 略

第27号議案

栃木県建築基準条例及び栃木県手数料条例の一部改正について

栃木県建築基準条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県建築基準条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例

(栃木県建築基準条例の一部改正)

第1条 栃木県建築基準条例(昭和57年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第44条 略 2・3 略</p> <p><u>4 法第3条第2項の規定により第30条(外壁(延焼のおそれのある部分に限る。以下この項において同じ。))に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における外壁以外の部分に係る大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、同条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>5 法第3条第2項の規定により第30条(軒裏(延焼のおそれのある部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における屋根及び外壁以外の部分に係る大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、同条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第44条 略 2・3 略</p>

(栃木県手数料条例の一部改正)

第2条 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)	別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)

事 務	金 額	事 務	金 額
1～455の3の5 略		1～455の3の5 略	
455の3の6 建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) <u>第137条の12第11項</u> の規定に基づく認定の申請に対する審査	略	455の3の6 建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) <u>第137条の12第6項</u> の規定に基づく認定の申請に対する審査	略
455の3の7 建築基準法施行令第 <u>137条の12第12項</u> の規定に基づく認定の申請に対する審査	略	455の3の7 建築基準法施行令第 <u>137条の12第7項</u> の規定に基づく認定の申請に対する審査	略
455の4～517 略		455の4～517 略	
備考 略		備考 略	

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第28号議案

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年栃木県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) <u>夜間学級担当手当</u></p> <p>第15条 略</p> <p><u>(夜間学級担当手当)</u></p> <p>第16条 <u>夜間学級担当手当は、夜間において授業を行う学級（以下この項において「夜間学級」という。）を置く県立の中学校に勤務する教育職員が、本務として夜間学級に関する業務に従事したときに支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき1,500円を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>第17条～第19条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略</p> <p>第15条 略</p> <p>第16条～第18条 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第29号議案

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年栃木県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) 第2条 非常勤教育職員等の報酬の額は、日額 <u>4万2,500円</u> を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。 2 略	(報酬の額) 第2条 非常勤教育職員等の報酬の額は、日額 <u>4万円</u> を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。 2 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第30号議案

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例（昭和35年栃木県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 高等学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栃木県立鹿沼商工高等学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>栃木県立鹿沼華陵高等学校</td> <td>鹿沼市</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 中等教育学校</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県立宇都宮東中等教育学校</td> <td>宇都宮市</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p>	名 称	位 置	略		栃木県立鹿沼商工高等学校	略	栃木県立鹿沼華陵高等学校	鹿沼市	略		名 称	位 置	栃木県立宇都宮東中等教育学校	宇都宮市	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 高等学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栃木県立鹿沼商工高等学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 略</u></p>	名 称	位 置	略		栃木県立鹿沼商工高等学校	略	略	
名 称	位 置																						
略																							
栃木県立鹿沼商工高等学校	略																						
栃木県立鹿沼華陵高等学校	鹿沼市																						
略																							
名 称	位 置																						
栃木県立宇都宮東中等教育学校	宇都宮市																						
名 称	位 置																						
略																							
栃木県立鹿沼商工高等学校	略																						
略																							

第2条 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表（第2条関係）

1 中学校

名 称	位 置
栃木県立とちぎ学びの夢学園	略
略	

2 高等学校

名 称	位 置
栃木県立宇都宮高等学校	略
略	
栃木県立鹿沼東高等学校	略
略	
栃木県立今市高等学校	略
略	

3・4 略

別表（第2条関係）

1 中学校

名 称	位 置
栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	宇都宮市
栃木県立とちぎ学びの夢学園	略
略	

2 高等学校

名 称	位 置
栃木県立宇都宮高等学校	略
栃木県立宇都宮東高等学校	宇都宮市
略	
栃木県立鹿沼東高等学校	略
栃木県立鹿沼南高等学校	鹿沼市
栃木県立鹿沼商工高等学校	鹿沼市
略	
栃木県立今市高等学校	略
栃木県立今市工業高等学校	日光市
栃木県立日光明峰高等学校	日光市
略	

3・4 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中栃木県立学校の設置及び管理に関する条例別表の2高等学校の部栃木県立鹿沼商工高等学校の項の次に栃木県立鹿沼華陵高等学校の項を加える改正規定 令和9年1月1日
 - (2) 第2条中栃木県立学校の設置及び管理に関する条例別表の2高等学校の部栃木県立鹿沼南高等学校の項及び栃木県立鹿沼商工高等学校の項を削る改正規定 令和9年4月1日
 - (3) 第2条中栃木県立学校の設置及び管理に関する条例別表の1中学校の部栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校の項並びに同表の2高等学校の部栃木県立今市工業高等学校の項及び栃木県立日光明峰高等学校の項を削る改正規定並びに次項の規定 令和11年4月1日

(4) 第2条中栃木県立学校の設置及び管理に関する条例別表の2高等学校の部栃木県立宇都宮東高等学校の項を削る改正規定及び附則第3項の規定
令和14年4月1日

(経過措置)

- 2 栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校並びに栃木県立今市工業高等学校及び栃木県立日光明峰高等学校は、第2条の規定による改正後の栃木県立学校の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、令和11年3月31日に当該中学校又は当該高等学校に在学する者が当該中学校又は当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 栃木県立宇都宮東高等学校は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、令和14年3月31日に当該高等学校に在学する者が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
(栃木県立学校の授業料等に関する条例の一部改正)
- 4 栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和24年栃木県条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 略 2 略 <u>3 県立の中等教育学校に入学を志願する者は、2,200円の入学考査料を納付しなければならない。</u></p> <p>第1条の4 略 <u>2 県立の中等教育学校の後期課程に進級（転入学及び編入学を含む。以下この項において同じ。）する者は、進級の際に5,650円の入学料を納付しなければならない。</u></p> <p>第2条 県立の高等学校又は中等教育学校の後期課程に在学する生徒は、次に掲げる額の授業料を納付しなければならない。 (1)・(2) 略</p>	<p>第1条 略 2 略</p> <p>第1条の4 略</p> <p>第2条 県立の高等学校_____に在学する生徒は、次に掲げる額の授業料を納付しなければならない。 (1)・(2) 略</p>

(栃木県手数料条例の一部改正)

- 5 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">事 務</td> <td style="text-align: center;">金 額</td> </tr> </table>	事 務	金 額	<p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">事 務</td> <td style="text-align: center;">金 額</td> </tr> </table>	事 務	金 額
事 務	金 額				
事 務	金 額				

1～508の2 略		1～508の2 略	
509 栃木県立高等学校又は栃木県立中等教育学校（後期課程に限る。）が依頼に基づき実施する証明書等の交付	略	509 栃木県立高等学校_____が依頼に基づき実施する証明書等の交付	略
510～517 略		510～517 略	
備考 略		備考 略	

（学校職員の分限に関する条例の一部改正）

- 6 学校職員の分限に関する条例（昭和31年栃木県条例第33号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で学校職員とは、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員_____及び技術職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で学校職員とは、県立の中学校、高等学校_____及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員、<u>雇傭人</u>及び技術職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</p>

（学校職員の懲戒に関する条例の一部改正）

- 7 学校職員の懲戒に関する条例（昭和31年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で学校職員とは、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員_____及び技術職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で学校職員とは、県立の中学校、高等学校_____及び特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員、<u>雇傭人</u>及び技術職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</p>

（学校職員定数条例の一部改正）

- 8 学校職員定数条例（昭和32年栃木県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「学校職員」とは、<u>県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の法第31条第1項に規定する職員</u>（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「市町村立学校職員」という。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「学校職員」とは、県立の中学校、高等学校_____及び特別支援学校の法第31条第1項に規定する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「市町村立学校職員」という。）をいう。</p>

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正)

9 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、<u>県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</u>（以下「県立学校」という。）の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(給料の特別調整額)</p> <p>第8条の2 次の表に掲げる職及び教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める県立学校の事務長の職にある職員には、管理又は監督の地位にある職務の特殊性に基づき、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の16に相当する額の範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額をそれぞれ給料の特別調整額として支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">学 校 種 別</td> <td style="width: 65%;">職</td> <td style="width: 20%;">名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 等 学 校</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 等 教 育 学 校</td> <td>校長 教頭</td> <td></td> </tr> </table>	学 校 種 別	職	名	略			高 等 学 校	略		中 等 教 育 学 校	校長 教頭		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、<u>県立の中学校、高等学校_____及び特別支援学校</u>（以下「県立学校」という。）の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(給料の特別調整額)</p> <p>第8条の2 次の表に掲げる職及び教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める県立学校の事務長の職にある職員には、管理又は監督の地位にある職務の特殊性に基づき、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の16に相当する額の範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額をそれぞれ給料の特別調整額として支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">学 校 種 別</td> <td style="width: 65%;">職</td> <td style="width: 20%;">名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 等 学 校</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	学 校 種 別	職	名	略			高 等 学 校	略	
学 校 種 別	職	名																				
略																						
高 等 学 校	略																					
中 等 教 育 学 校	校長 教頭																					
学 校 種 別	職	名																				
略																						
高 等 学 校	略																					

略

(義務教育等教員特別手当)

第9条の6 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2・3 略

4 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

5 略

別表第1 (第6条関係)
教育職給料表(1)

略

備考

1 この表は、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員その他の職員で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものに適用する。

2 略

別表第2 (第6条関係)
教育職給料表(2)

略

備考

1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師その他の職員で教育委員会が人事

略

(義務教育等教員特別手当)

第9条の6 小学校、中学校、義務教育学校_____又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2・3 略

4 高等学校_____又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

5 略

別表第1 (第6条関係)
教育職給料表(1)

略

備考

1 この表は、高等学校及び_____特別支援学校_____に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員_____に適用する。

2 略

別表第2 (第6条関係)
教育職給料表(2)

略

備考

1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校_____に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師_____

委員会と協議して教育委員会規則で定めるものに適用する。

2 略

別表第2の2 級別基準職務表（第6条関係）

ア 教育職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務
特2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
3級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭の職務
4級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務

イ～オ 略

に適用する。

2 略

別表第2の2 級別基準職務表（第6条関係）

ア 教育職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校_____又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校_____又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務
特2級	高等学校_____又は特別支援学校の主幹教諭の職務
3級	高等学校_____又は特別支援学校の教頭の職務
4級	高等学校_____又は特別支援学校の校長の職務

イ～オ 略

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

10 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年栃木県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の目的及び効力)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、<u>県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</u>（以下「県立学校」という。）の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(この条例の目的及び効力)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、<u>県立の中学校、高等学校_____及び特別支援学校</u>（以下「県立学校」という。）の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>

(会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

11 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(定義)

第2条 この条例において「会計年度任用学校職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の非常勤の講師、事務職員、技術職員及びその他の職員

(2) 略

2 略

(定義)

第2条 この条例において「会計年度任用学校職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) 県立の中学校、高等学校_____及び特別支援学校の非常勤の講師、事務職員、技術職員及びその他の職員

(2) 略

2 略

第31号議案

栃木県飼料検定条例の廃止について

栃木県飼料検定条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県飼料検定条例を廃止する条例

栃木県飼料検定条例（昭和53年栃木県条例第27号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第5条関係）		別表第1（第2条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～377 略		1～377 略	
378及び379 削除		378 栃木県飼料検定条例（昭和53年栃木県条例第27号）に基づく検定の実施	次に掲げる飼料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 配合飼料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第26条第1項の規定によりその栄養成分量のすべてにつき公定規格が定められた飼料をいう。以下この項において同じ。）で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下この項において「政令」という。）第1条第1

			<p>号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの <u>49,100円</u></p> <p><u>2</u> <u>配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの</u> <u>32,100円</u></p> <p><u>3</u> <u>とうもろこしと魚粉とを混合した飼料</u> <u>16,400円</u></p> <p><u>4</u> <u>フィッシュソリュブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料</u> <u>38,300円</u></p> <p><u>5</u> <u>魚粉</u> <u>24,200円</u></p> <p><u>6</u> <u>フェザーミール</u> <u>29,600円</u></p>
380～517 略		<u>379</u> 削除	
備考 略		380～517 略	
		備考 略	

第32号議案

栃木県教育委員会委員の任命同意について

栃木県教育委員会委員として、次の者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

手 塚 絵 理 子

第33号議案

市町村が負担する金額について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条の規定により、令和8年度において県が負担する土地改良事業に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
土地改良施設突発事故復旧事業費	益子町	416,146,004 円	4,984,680 円
	茂木町		1,813,898
	市貝町		5,526,585
	芳賀町		1,823,801

第34号議案

包括外部監査契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和8年4月1日
- 3 契約金額 16,016,000円以内
- 4 費用の支払方法 概算払とし、四半期ごとの支払
- 5 契約の相手方 宇都宮市一番町3番17号 福 田 栄
- 6 契約の相手方の資格 公認会計士

第35号議案

地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期計画の認可について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により、地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期計画について別冊のとおり認可するため、同法第83条第3項の規定により議決を求める。

令和8年2月16日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一